

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により随意契約を することができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給する ことができないものを調達する とき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 消防設備士義務講習は、消防法第17条の10に基づく法定講習であり、消防設備士免状の交付を受けている者は全て定期的（免状交付後は2年以内、その後は5年以内ごと）に講習を受講しなければならない。 講習の実施にあつては、法定の講習であること、対象者がいずれの都道府県でも受講可能であることから、講習内容について全国水準を確保する必要がある。また、カリキュラムの作成及び講師の選定等において、消防法令に精通し、最新の消防設備に関する知識が必要である。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 消防設備士の知識及び技術の向上並びに講習の全国同一水準を確保する目的で、（一財）日本消防設備安全センター（以下「センター」という。）のみが講習用テキストを作成している。当該講習用テキストの頒布は、消防設備の講習等を実施する能力があると認められた者に限られており、（一財）岐阜県消防設備協会（以下「協会」という。）は、上記要件に該当する県内唯一の者である。 *（一財）日本消防設備安全センターとは、消防法施行規則第31条の7第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、消防庁長官から消防設備点検資格者講習実施機関として登録されている唯一の機関であり、消防用設備等の技術・点検基準等の調査研究、消防用設備等の保守業務指導基準・保守技術基準の作成等を行っている。 また、協会はセンターの会員であることから、カリキュラムの作成及び講師の選定等において、有益な知見やその人脈を活用することができ、講習内容について全国水準を確保することができる。 以上により、協会が委託業務を実施できる唯一の団体である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。